

平成 26 年度清須市生活交通ネットワーク計画（案）  
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 25 年 6 月 日  
（協議会名称）清須市地域公共交通会議

## 0. 生活交通ネットワーク計画の名称

清須市地域内フィーダー系統確保維持計画  
「きよす あしがるバス運行事業」

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成 17 年 7 月に旧西枇杷島町・旧清洲町・旧新川町の 3 町合併により誕生した清須市の市域内には、鉄道駅はありますがバス路線はほぼ無い状態で、市内移動のための交通手段は貧弱であったため、市内の公共施設などへの移動手段として、また、高齢者や主婦層などの日中の市内移動の利便性を高め、もって市としての一体感を醸成するため、平成 18 年 10 月からコミュニティバスの実証実験・実証運行を開始しました。

さらに、鉄道駅・バス路線が全く存在していない旧春日町との 2 度目の合併（平成 21 年 10 月）に対応するため、「移動制約者対策」を念頭に置きながら、「新市の地域間交流を促進し一体感を醸成する」という視点と、「公共施設の再編に伴う市内移動の新たな導線に対応する」という視点から、平成 21 年 3 月に「清須市地域公共交通戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。

このうち、公共交通に関わる部分を抽出した「清須市地域公共交通総合連携計画」（以下「連携計画」という。）に基づき、地域公共交通活性化・再生総合事業（経過措置）を活用して、平成 24 年 3 月までコミュニティバスの実証実験・実証運行を行いました。

この実証実験・実証運行期間中における利用状況やアンケートの分析結果などから、高齢者や主婦層などが商業施設や鉄道駅へ行くための利用が多いことが明らかになり、移動制約者の交通手段を確保し、市内の移動利便性を高めるというコミュニティバスの運行目的と合致していることが確認できました。

そして、平成 24 年 3 月には、戦略を平成 24 年度から 26 年度まで継続することを決定しました。平成 24 年 7 月 6 日までは、それまでの連携計画に基づく運行事業を引き継ぎ、平成 24 年 7 月 7 日以降は、連携計画の一部改正すると同時に「清須市生活交通ネットワーク計画」（以下「ネットワーク計画」という。）を策定しました。

このネットワーク計画は、市内の公共交通圏の人口カバー率を向上させ、今後進めていく公共施設の集約・再配置を支援し、市域内及び市域外との公共交通利便性を高めるために策定しており、今後もネットワーク計画に基づき、清須市地域公共交通会議において協議・承認された地域公共交通確保維持事業（コミュニティバス運行事業）に取り組みます。

平成 24 年 7 月 7 日には、市立図書館の開館に併せて、路線、ダイヤ改正を実施しました。

その際、市域内を直線的に横断する路線で図書館へアクセスして利便性を高めることで、その路線の利用者数の増加を見込んでいることなどから、既存の車両より乗車定員が多く、乗降利便性が高いノンステップ型ショートボディー車両を導入しました。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （1）事業の目標

年間利用者数

	オレンジルート	グリーンルート	サクラルート	計
平成 26 年度	9, 190 人	15, 320 人	15, 320 人	39, 830 人
平成 27 年度	9, 190 人	15, 320 人	15, 320 人	39, 830 人
平成 28 年度	9, 190 人	15, 320 人	15, 320 人	39, 830 人

## (2) 事業の効果

清須市コミュニティバスを運行することにより、春日地区などの半径1km以内にバスの停留所、鉄軌道駅などが存しない交通不便地域(対象人口約5,300人)の高齢者や主婦層などの日中における移動制約者が、公共施設や商業施設、鉄道駅などへ行くといった日常生活に必要な移動手段を確保することができます。

また、市域内にあるJR東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線・犬山線、東海交通事業城北線の鉄道駅と接続することにより、より広域的な公共交通ネットワークを構築することができます。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

### ①路線図

別添1「きよす あしがるバス 全体ルート図 平成24年7月7日」参照

### ②予定している時刻表・運行期間

《時刻表》

別添2「きよす あしがるバス 時刻表 平成24年7月7日」参照

《運行期間》

本計画の計画期間は平成25年10月から平成28年9月までとしますが、持続的な事業としての取り組みを想定しています。

※運行路線、便数などについては、道路状況の変化や公共施設の集約・再配置などによる市内移動ニーズの変化等に適切に対応するため、必要に応じて、清須市地域公共交通会議の協議を経て、変更することとします。

### ③運送事業者の決定方法

平成24年2月に開催した平成23年度第3回清須市地域公共交通会議において協議した結果、平成24年7月7日以降の運送事業者については、国土交通省が定めた「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」による運行主体の選定方法を考慮し、総合評価型プロポーザル方式により特定することが了承され、平成24年3月、清須市ホームページや社団法人愛知県バス協会を通じて運送事業候補者を公募し、選定を行った結果、つばめ自動車株式会社を特定しました。

### ④地域内フィーダー系統の補足資料(既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等を説明した資料)

2度の合併を経た清須市の市域内には、JR東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線・犬山線及び東海交通事業城北線の駅が10駅存在していますが、バス路線はほぼ無い状態で、市内移動のための交通手段は貧弱であり、合併後の新市にとって、公共交通の整備が重要な課題の一つでした。

そこで、市域外との公共交通利便性を高めるため、市内の主な公共施設や商業施設などのほか、鉄道駅を結ぶコミュニティバス「きよす あしがるバス」の実証実験・実証運行を開始しました。

この実証実験・実証運行については、平成24年3月までの間、地域公共交通活性化・再生総合事業の補助対象事業となっており、実証実験・実証運行期間中に行った評価などに基づき、平成24年2月に開催した平成23年度第3回清須市地域公共交通会議において、平成24年4月からの本格運行について協議され、了承されました。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付  
平成26年度（平成25年10月～平成26年9月）

費用の総額	運行経費	31,750千円
負担者及びその負担額	運賃収入	3,704千円
	清須市負担額	28,046千円

平成27年度（平成26年10月～平成27年9月）

費用の総額	運行経費	31,750千円
負担者及びその負担額	運賃収入	3,704千円
	清須市負担額	28,046千円

平成28年度（平成27年10月～平成28年9月）

費用の総額	運行経費	31,750千円
負担者及びその負担額	運賃収入	3,704千円
	清須市負担額	28,046千円

#### 5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

対象外

#### 6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

対象外

#### 7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付  
人口集中地区以外人口（平成22年国勢調査）

10,074人

（人口総数 65,911人、人口集中地区人口 55,837人）

交通不便地域人口（半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅が存しない地域）  
約5,300人

（清洲・清洲東・春日小学校区の一部、清洲小学校区の一部及び新川・桃栄小学校区の一部）

清須市の市域内には鉄道駅は存在していますが、バス路線はほぼない状態で、市内移動の交通手段は貧弱です。

また、市内の生活道路網は、市域を流れる庄内川・新川・五条川の大きな河川、JRや名古屋鉄道などの鉄道網、名古屋第二環状自動車道や名古屋高速道路、国道22号・302号などの大型道路網などによって制約を受け、必ずしも交通利便性が高いわけではありません。

特に、上記指定を希望する地域は、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅等が存しない集落であり、最寄りの鉄道駅へは、徒歩や自転車、マイカーでの送迎に依存する他はない状態にあります。

別添3「清須市人口集中地区境界図」、別添4「交通不便地域指定申請書」、別添5「清須市における交通不便地域の指定を希望する地域図」参照

## 8. 車両の取得に係る目的・必要性

「きよす あしがるバス」に使用している車両3両のうち、オレンジルート及びグリーンルートは、初年度（平成18年9月）登録から6年（法定耐用年数である5年）が経過し、走行距離は30万キロを越え、法定点検や車検時以外にも消耗品や部品の交換が必要になってきており、車両整備・修繕費用がかさんできています。

また、2両とも「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号）第43条及び同省令附則第3条の規定に基づき、自動車の使用の本拠の位置を所管する中部運輸局が定めた「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成19年中運技保第342号）」により、中部運輸局長から移動円滑化基準の適用除外自動車の認定を受けた車両であるため、地上から車両床面までの地上高が高い、車いすスペースがない等、必ずしも高齢者や障害者にとって利便性が高い車両ではありません。

このため、引き続き安全な運行を確保し、高齢者、障害者等の移動上及び車両の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るためにも、コミュニティバスの運行について定めた関係法令等に準拠した車両に順次更新する必要があります。

さらに、市内の狭隘な道路が多い道路事情などを考慮すると、現行のハイエースと同等サイズの車両が適当であると考えます。

## 9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

導入車両 トヨタハイエース  
導入時期 平成25年10月  
導入台数 2両

### (2) 事業の効果

コミュニティバス実証実験・実証運行期間中に行った利用者・非利用者アンケートや聞き取り調査などの結果、現行車両に関しては、乗降時のステップが高くて利用しづらい、シルバーカーやベビーカーを車両内に持ち込むためには折りたたむ必要があり、非常に煩わしいといった乗降の利便性に関する意見が多く寄せられました。

福祉タクシー仕様車両であるトヨタハイエースを導入することにより、乗降時の段差が解消され、乗降の利便性が向上します。

また、今後は、これまで対応が難しかった車いす利用者が安心して利用できる車両を導入することで、外出機会の創出効果も期待できます。

## 10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

対象外

## 1 1. 協議会の開催状況と主な議論

平成23年 8月26日 平成23年度第1回清須市地域公共交通会議  
 地域公共交通確保維持改善事業制度について説明

平成24年 2月 2日 平成23年度第2回清須市地域公共交通会議  
 平成24年度以降のコミュニティバスの運行についての考え方について説明

平成24年 2月13日 清須市地域公共交通会議（専門部会）  
 車両導入についての考え方の説明、導入候補車両の試乗

平成24年 2月21日 平成23年度第3回清須市地域公共交通会議  
 平成24年度以降のコミュニティバスの運行計画の考え方について協議・承認  
 平成24年度以降のコミュニティバスの運行事業者選定方法について協議・承認

平成24年 3月30日 平成23年度第4回清須市地域公共交通会議  
 清須市地域内フィーダー系統確保維持計画「きよす あしがるバス運行事業」について  
 協議・承認

平成24年 4月26日 清須市地域公共交通会議（専門部会）  
 平成24年7月7日の路線・ダイヤ改正の考え方についての説明

平成24年 5月10日 平成24年度第1回清須市地域公共交通会議  
 平成24年7月7日に実施する路線・ダイヤ改正について協議  
 平成24・25年度清須市生活交通ネットワーク計画（地域公共交通確保維持事業のうち  
 地域内フィーダー系統関係）について協議・合意

平成24年 5月25日～28日  
 平成24年7月7日に実施する路線・ダイヤ改正について、書面による協議の上、承認

平成25年 3月12日  
 地域公共交通確保維持改善事業に関する実施状況の確認、評価について協議

## 1 2. 利用者等の意見の反映

法定協議会として位置づけた清須市地域公共交通会議は、その設置要綱第3条で「住民又は利用者の代表」を会議の構成員として規定し、その規定に基づき、自治会の代表者や公募で選ばれたバス利用者が委員として参画しています。

本計画は、コミュニティバス実証実験・実証運行期間中に寄せられた意見や要望、利用者・非利用者アンケートや聞き取り調査の結果など、清須市地域公共交通会議の場で随時報告され、協議した内容を踏まえただけでなく、本計画に対するパブリック・コメントを実施するなど、住民や利用者等の意見が反映される仕組みを設け、運行便数の増加、新しく開館する市立図書館への交通アクセスの確保など、市内移動の交通利便性の向上を念頭に置いて策定しました。

## 1 3. 協議会メンバーの構成員

住民又は利用者の代表	住民7名、利用者（公募）2名
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻准教授
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県地域振興部交通対策課主幹、 愛知県尾張建設事務所維持管理課長、 愛知県警察本部西枇杷島警察署交通課長
旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員	名古屋タクシー協会副会長、 公益社団法人愛知県バス協会専務理事、 つばめ自動車株式会社バス事業部車両運行管理事業部長、 つばめ自動車労働組合執行委員長

市職員	清須市副市長、 清須市企画部長
-----	--------------------

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県清須市須ヶ口1238番地  
(所 属) 企画部 企画政策課  
(氏 名)  
(電 話) 052-400-2911  
(e-mail) [kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp](mailto:kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp)